

**Canon**

キヤノンマーケティングジャパン株式会社

# 第55回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2023年3月29日(水曜日) 午前10時

**場所** 東京都港区港南二丁目16番6号  
当社本社ビル「キヤノン S タワー」3階  
「キヤノンホール S」  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

**議案** 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 取締役賞与支給の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2023年3月28日(火) 午後5時30分まで

# 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当社第55回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ごあいさつを申し上げます。

当期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）は、部品・原材料等の高騰による仕入価格や物流費等の上昇、サプライチェーンの混乱による様々な商品の供給制約が継続する等、事業環境に多くの変化が生じた年になりました。2018年より進めてきた構造改革によりその変化に迅速に対応することができ、またITソリューションを中心とした提案力の強化を図ることで、当社グループの業績は増収となり、営業利益、経常利益、当期純利益については2期連続で創業以来の最高額を更新することができました。

その結果、期末配当金につきましては、中間期には1株につき40円としておりましたが、50円とすることを第55回定時株主総会でご提案申し上げます。これにより、中間配当金（1株につき40円）とあわせた年間の配当金は1株につき90円として、前期から15円の増配となります。

本年も、2021年4月に発表した2021-2025長期経営構想の2025年ビジョンである「社会・お客様の課題をICTと人の力で解決するプロフェッショナルな企業グループ」をもとに、事業の成長を加速させます。また、当社グループの持続的な成長に向けた積極的な事業投資、システム投資、人材投資を行ってまいります。

当社グループは、企業理念「共生」を企業活動の根幹に据え、今後も当社グループの強みを生かした高付加価値なソリューションを提供することで、お客さまとともに発展し、サステナブルな社会の実現に貢献する企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

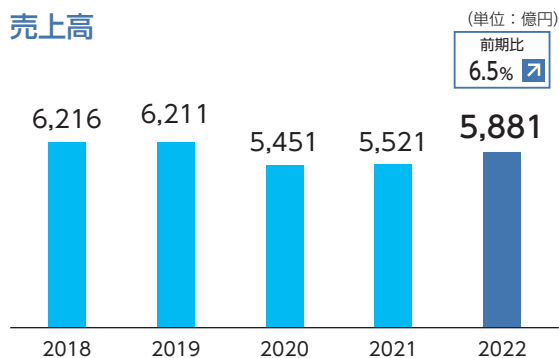


代表取締役社長  
足立正親

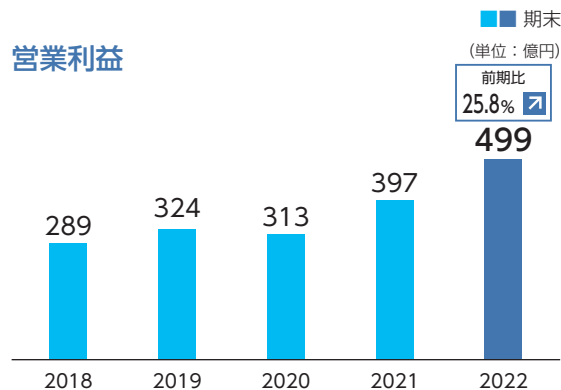
# 業績ハイライト

(金額は表示単位未満四捨五入)

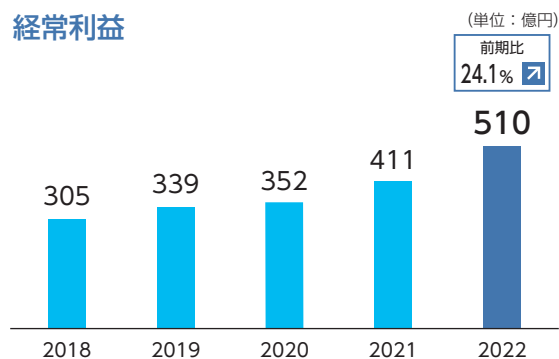
## 売上高



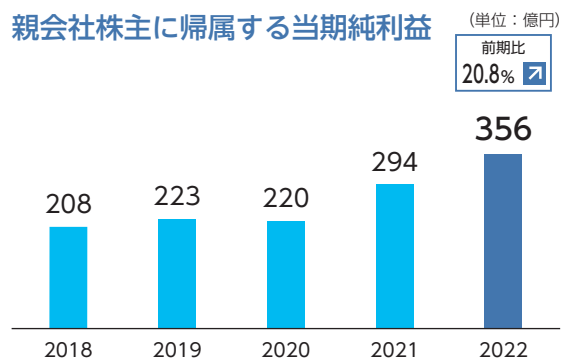
## 営業利益



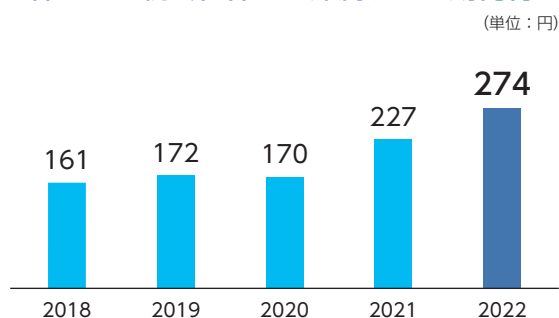
## 経常利益



## 親会社株主に帰属する当期純利益



## 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益



詳細な業績については、  
当社ウェブサイトをご覧ください。

[canon.jp/8060-ir](http://canon.jp/8060-ir)



## 招集ご通知

### 株主各位

証券コード：8060

2023年3月6日

東京都港区港南二丁目16番6号  
キャノンマーケティングジャパン株式会社  
代表取締役社長 足立正親

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第55回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://canon.jp/corporate/ir/stock/generalmeeting>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を適切に講じたうえで開催させていただきますが、ご体調や感染拡大の状況等をご考慮のうえ、当日のご来場をお控えいただくこともご検討ください。

書面またはインターネットによる議決権のご行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番6号  
当社本社ビル「キャノン S タワー」3階「キャノンホール S」  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第55期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第55期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面またはインターネット等による議決権行使の方法については、次ページをご覧ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告のうち「**会社の新株予約権等に関する事項**」および「**業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要**」
  - ②連結計算書類のうち「**連結株主資本等変動計算書**」および「**連結注記表**」
  - ③計算書類のうち「**株主資本等変動計算書**」および「**個別注記表**」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネットの当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

## ＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、株主の皆さまの健康と安全を最優先に考え、本総会においては以下のとおり対策を実施させていただきますこと、何卒ご理解、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

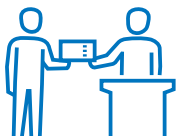
- ◎株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、ご用意できる席数は昨年に引き続き少なくなっております。そのため、当日ご来場いただきましてもご着席いただけない可能性がございます。
- ◎感染拡大防止の観点から、本株主総会の議事は、時間を短縮して行う予定です。予めご了承ください。
- ◎当日は、議場受付前に発熱が確認された場合等、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただく場合がございます。
- ◎本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 議決権行使には以下の3つの方法がございます。

#### 株主総会にご出席される場合



開催日時

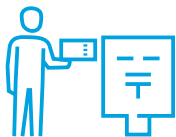
**2023年3月29日（水曜日）午前10時**

開催会場

**東京都港区港南二丁目16番6号  
当社本社ビル「キャノン S タワー」3階「キャノンホール S」**  
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 書面（郵送）で議決権をご行使される場合



行使期限

**2023年3月28日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### インターネットで議決権をご行使される場合



行使期限

**2023年3月28日（火曜日）  
午後5時30分まで**

議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

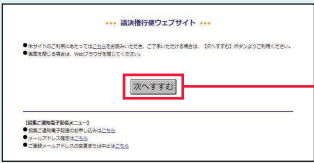
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

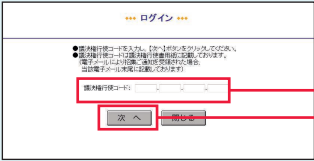
※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

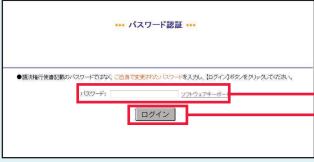
## インターネットによる議決権行使のご案内

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。  


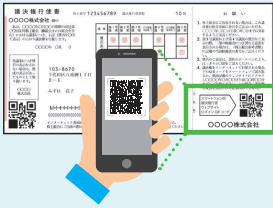
「次へすすむ」をクリック
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。  


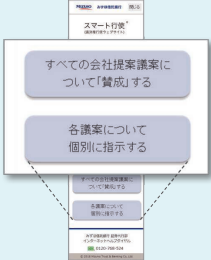
「議決権行使コード」を入力  
「次へ」をクリック
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。  


「パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### スマートフォンでQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。  


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
  - 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  

- 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
 議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
 ※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイト、スマート行使の操作方法等については、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
 電話番号：0120-768-524（フリーダイヤル）  
 （受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時）

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



# 株主総会参考書類

## ▶ 第1号議案 剰余金の配当の件

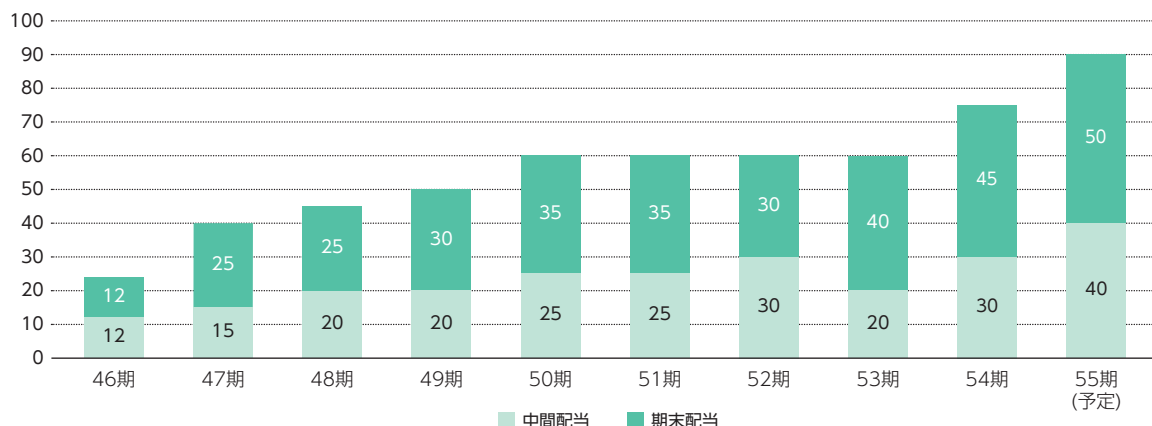
当期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金40円とあわせて年間配当金は1株につき90円となります。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、期末配当につきましては、株主のみなさまのご意向を直接伺う機会を確保するため、本総会の決議事項といたしました。

1	配当財産の種類	金 銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金50円 配当総額 金6,483,820,000円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年3月30日

### 【ご参考】 配当金額の推移 (円)



## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

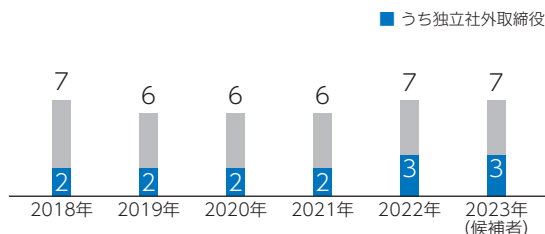
候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況	指名・報酬委員会の委員
1	再任	あ だち まさ ちか 足立正親	男性	代表取締役社長社長執行役員	100% (13/13回)	◎
2	再任	みぞ ぐち みのる 溝口稔	男性	取締役常務執行役員 グループ総務・人事、グループ法務・知的財産、グループロジスティクス担当	100% (13/13回)	○
3	再任	ひる かわ はつ み 蛭川初巳	男性	取締役上席執行役員 グループ企画、グループサービス&サポート、グループコミュニケーション担当	100% (13/13回)	
4	再任	おお さと つよし 大里剛	男性	取締役上席執行役員 グループ経理、グループ監査、グループ調達担当	100% (10/10回)	
5	再任	社外 独立 おお さわ よし お 大澤善雄	男性	社外取締役	100% (13/13回)	○
6	再任	社外 独立 は せ べ とし はる 長谷部敏治	男性	社外取締役	100% (10/10回)	
7	新任	社外 独立 かわ もと ひろ こ 河本宏子	女性	—	—	

(注) 1.大里剛氏および長谷部敏治氏の取締役会出席状況は、2022年3月29日開催の第54回定時株主総会において取締役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。

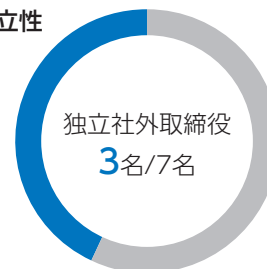
2.指名・報酬委員会の委員は、取締役候補者のうち、現在、同委員を務める者を記載しており、◎は委員長、○は委員を示しております。

<ご参考>

### 取締役会の員数の推移(人)



### 選任後の取締役会の独立性



## 取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	 足立 正親	 溝口 稔	 蛭川 初巳	 大里 剛	 大澤 善雄	 長谷部 敏治	 河本 宏子
現在の当社における地位	代表取締役 社長 社長執行役員	取締役 常務執行役員	取締役 上席執行役員	取締役 上席執行役員	取締役 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #e31a1c; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #e31a1c; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 <span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">社外</span> <span style="background-color: #e31a1c; color: white; padding: 2px;">独立</span>
企業経営	●	●	●	●	●	●	●
営業・マーケティング	●		●		●	●	●
財務・会計				●			
人事		●					●
法務・リスクマネジメント	●	●	●	●			
ITソリューション・DX	●				●	●	

候補者  
番号

1



あ だち まさ ちか

足立 正 親

(1960年3月30日生)

■ 所有する当社の株式の数  
25,873株

#### 略歴、地位および担当

1982年 4月 当社入社  
2013年 3月 当社上席執行役員  
2015年 3月 当社取締役兼常務執行役員  
2015年 4月 当社ビジネスソリューションカンパニープレジデント  
2018年 1月 当社エンタープライズビジネスユニット長  
2019年 4月 当社取締役兼専務執行役員  
2021年 3月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現在）

#### 取締役候補者とした理由

足立正親氏は、長年にわたり事業部門を牽引し、また代表取締役社長として経営の指揮を執り、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見とともに卓越した見識を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2



みぞ ぐち みのる

溝口 稔

(1960年5月21日生)

■ 所有する当社の株式の数  
9,762株

#### 略歴、地位および担当

1984年 4月 当社入社  
2015年 4月 当社総務・人事本部長（現在）  
2016年 4月 当社執行役員  
2018年 3月 当社上席執行役員  
2019年 4月 当社グループ総務・人事担当（現在）  
2020年 1月 当社グループ調達担当  
当社グループロジスティクス担当（現在）  
2021年 3月 当社取締役（現在）  
2022年 3月 当社常務執行役員（現在）  
当社グループ法務・知的財産担当（現在）

#### 取締役候補者とした理由

溝口稔氏は、長年にわたり総務・人事部門を指揮し、また取締役および執行役員を務め、豊富な経験と当社の経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3



ひる かわ はつ み  
**蛭川 初巳**

(1965年1月8日生)

■ 所有する当社の株式の数  
7,830株

#### 略歴、地位および担当

- 1987年 4月 当社入社
- 2015年 1月 当社ビジネスソリューションカンパニーエリア販売事業部エリア事業推進本部長
- 2016年 7月 当社総合企画本部長
- 2017年 4月 当社執行役員
- 2019年 4月 当社上席執行役員（現在）
- 2020年 1月 当社グループ企画担当（現在）  
当社グループサービス&サポート担当（現在）  
当社サービス&サポート統括部門長
- 2020年 3月 当社取締役（現在）
- 2020年 4月 当社グループコミュニケーション担当（現在）
- 2021年 3月 当社マーケティング統括部門ビジネスプロダクトマーケティング部門長
- 2022年 1月 当社マーケティング統括部門長（現在）

#### 取締役候補者とした理由

蛭川初巳氏は、長年にわたり事業部門や企画部門を指揮し、また取締役および執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

#### 略歴、地位および担当

- 1988年 4月 当社入社
- 2014年 4月 キヤノンITソリューションズ(株)管理本部長
- 2018年 7月 当社調達本部長
- 2021年 3月 当社上席執行役員（現在）  
当社経理本部長（現在）  
当社グループ経理担当（現在）  
当社グループ監査担当（現在）
- 2022年 3月 当社取締役（現在）  
当社グループ調達担当（現在）

#### 取締役候補者とした理由

大里剛氏は、長年にわたり経理部門を指揮し、また取締役および執行役員を務め、豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4



おお さと つよし  
**大里 剛**

(1964年8月24日生)

■ 所有する当社の株式の数  
6,133株

候補者  
番号

5



おお さわ よし お

**大澤 善雄**

(1952年1月22日生)

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 社外

■ 独立

#### 略歴、地位および担当

- 1975年 4月 住友商事(株)入社
- 2003年 6月 住商情報システム(株) (現 SCSK(株)) 取締役兼務
- 2005年 4月 住友商事(株)執行役員
- 2008年 4月 同社常務執行役員
- 2008年 6月 同社代表取締役常務執行役員
- 2011年 4月 同社代表取締役専務執行役員
- 2013年 4月 同社代表取締役社長付  
SCSK(株)顧問
- 2013年 6月 SCSK(株)代表取締役社長兼COO
- 2016年 4月 同社取締役会長
- 2018年 3月 当社社外取締役 (現在)
- 2019年 6月 シチズン時計(株)社外取締役 (現在)

#### 重要な兼職の状況

シチズン時計(株)社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大澤善雄氏は、長年にわたり総合商社ならびにITサービス企業の経営者として要職を歴任されていることから、会社経営に関わる豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任してから5年になります。

候補者  
番号

6



は せ べ とし はる

長谷部 敏治

(1956年2月27日生)

■ 所有する当社の株式の数

0株

社外

独立

#### 略歴、地位および担当

- 1979年 4月 日本電信電話公社入社
- 2009年 6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)取締役
- 2012年 6月 同社常務取締役
- 2014年 6月 (株)エヌ・ティ・ティ・アド代表取締役社長  
エヌ・ティ・ティ出版(株)代表取締役社長
- 2015年 6月 日本コンピュータ・アーツ(株)代表取締役社長
- 2020年 4月 (株)DX Catalyst代表取締役社長
- 2022年 3月 当社社外取締役 (現在)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

長谷部敏治氏は、長年にわたり通信会社ならびに広告会社の経営者として要職を歴任されていることから、会社経営に関わる豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任してから1年になります。

候補者  
番号

7



かわ もと ひろ こ  
**河本 宏子**

(1957年2月13日生)

■ 所有する当社の株式の数

0株

新任

社外

独立

#### 略歴、地位および担当

- 1979年 7月 全日本空輸(株)入社
- 2013年 4月 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長
- 2014年 4月 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長
- 2016年 4月 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長
- 2016年 6月 三井住友信託銀行(株) 社外取締役
- 2017年 4月 (株)ANA総合研究所代表取締役副社長
- 2017年 6月 (株)ルネサンス社外取締役 (現在)
- 2017年 6月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)社外取締役 (現在)
- 2020年 4月 (株)ANA総合研究所取締役会長
- 2020年 6月 東日本旅客鉄道(株)社外取締役 (現在)
- 2021年 4月 (株)ANA総合研究所顧問 (現在)

#### 重要な兼職の状況

(株)ルネサンス社外取締役  
三井住友トラスト・ホールディングス(株)社外取締役  
東日本旅客鉄道(株)社外取締役  
(株)ANA総合研究所顧問

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

河本宏子氏は、長年にわたり航空会社においてサービス品質向上や女性活躍推進担当として要職を歴任されていることから、会社経営、サービス業、さらにはダイバーシティの視点からも豊富な経験と卓越した見識を活かした監督および提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。



- (注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大澤善雄氏および長谷部敏治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、河本宏子氏の選任が承認された場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 大澤善雄氏は、当社の取引先である住友商事株式会社およびSCSK株式会社の出身者であります。住友商事株式会社と当社との間には、事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、SCSK株式会社と当社との間には、事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。これらのことから同氏は、当社が定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。
4. 長谷部敏治氏は、当社の取引先であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社および株式会社エヌ・ティ・ティ・アド（同社の子会社を含む。以下同じ。）の出身者であります。エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・アドと当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。これらのことから同氏は、当社が定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。
5. 河本宏子氏は、当社の取引先である全日本空輸株式会社の出身者であります。全日本空輸株式会社と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。また、同氏は、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めております。株式会社ANA総合研究所と当社との間には事業取引がありますが、その年間取引額は、同社および当社それぞれの連結売上高の1%に満たない額であります。これらのことから同氏は、当社が定める独立社外役員の独立性判断基準を満たしております。
6. 当社は、大澤善雄氏および長谷部敏治氏との間で、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、河本宏子氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## <ご参考>取締役会・監査役会の体制等について

### ■ 取締役会の体制

全社的な事業戦略および執行を統括する代表取締役と、各事業領域または各本社機能を統括する業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上の独立社外取締役を加えた体制とします。取締役会は、法令に従い、重要な意思決定と執行状況の監督を行います。

### ■ 監査役会の体制

取締役会から独立した独任制の執行監査機関として、当社の事業または企業経営に精通した者や会計等の専門分野に精通した者を監査役にするとともに、社外監査役のうち1名以上は、取締役会が別途定める独立性判断基準を満たした者とします。これら監査役から構成される監査役会は、当社の会計監査人および内部監査部門と連携して職務の執行状況や会社財産の状況等を監査し、経営の健全性を確保します。

### ■ 取締役・監査役候補者の指名にあたっての方針と手続

#### 1. 方針

取締役・監査役の候補者は、性別、国籍、年齢等、個人の属性にかかわらず、その職務を公正かつ的確に遂行することができる認められ、かつ高い識見を有する者であって、次の要件を満たす者から選出することを原則とします。

#### <取締役>

当社の企業理念、行動規範を真に理解しているとともに、執行役員の経験等を通じて当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や本社機能を俯瞰した実効的な判断ができること。

#### <独立社外取締役>

取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすほか、企業経営、リスク管理、法律、経済等の分野で高い専門性および豊富な経験を有すること。

#### <監査役>

企業経営、財務・会計、内部統制等の分野で高い専門性および豊富な経験を有すること。社外監査役のうち1名以上は、取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすこと。

#### 2. 手続

当社は、代表取締役社長、取締役1名、および独立社外取締役2名の計4名から成る任意の「指名・報酬委員会」を設けております。

取締役・監査役の候補者の指名（代表取締役社長の後継者およびその候補者を含む）については、所定の要件を満たすと認められる者の中から代表取締役社長が候補を推薦し、その推薦の公正・妥当性を当該委員会にて確認のうえ、取締役会に議案として提出、審議しております。

また、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとしております。

## ■ キヤノンマーケティングジャパン株式会社「独立社外役員の独立性判断基準」

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード（原則4-9）および独立性基準を踏まえ、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外役員の独立性判断基準」を制定しております。

### 独立社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役・社外監査役の要件および金融商品取引所の独立性基準を満たし、且つ、次の各号のいずれにも該当しない者をもって、「独立社外役員」（当社経営陣から独立し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者）と判断する。

1. 当社グループ（当社およびその子会社をいう。以下同じ。）を主要な取引先とする者もしくは当社グループの主要な取引先またはそれらの業務執行者
2. 当社の大株主またはその業務執行者
3. 当社グループから多額の寄付を受けている者またはその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士（当社の直前3事業年度のいずれかにおいてそうであった者を含む。）
6. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
7. 各号に該当する者のうち、会社の取締役、執行役、執行役員、専門アドバイザーリーファームのパートナー等、重要な地位にあるものの近親者（配偶者および二親等以内の親族）

(注)

- \* 1号の「主要な」とは、当社グループと当該取引先との間の取引金額（直前3事業年度のいずれか）が、当該取引先または当社の連結売上高の1%を超える場合をいう。
- \* 2号の「大株主」とは、当社の議決権の5%以上を保有する株主をいう。
- \* 3号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、寄付受給額が（イ）年1,200万円超（個人の場合）または（ロ）当該寄付先の年間総収入の1%超（団体の場合）に該当する場合をいう。
- \* 1号から3号までおよび6号の「業務執行者」とは、業務執行を担当する取締役・理事、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（1号から3号にあっては直前3事業年度中にその職にあった者を含む。）をいう。
- \* 4号の「多額」とは、当社の直前3事業年度のいずれかにおいて、当該コンサルタント等の收受財産の額が（イ）年1,200万円超（個人の場合）または（ロ）当該コンサルタント等の売上高の1%超（団体の場合）に該当する場合をいう。

以 上

### ▶ 第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役4名に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額46,800,000円を支給することといたしたいと存じます。なお、当社は、2022年3月29日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ■ 事業の全般的状況

当期におけるわが国の経済は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進む中で、緩やかな持ち直しの動きが続きました。個人消費は、旅行や外食等のサービス消費で緩やかな持ち直しが見られました。企業の設備投資は、海外経済の緩やかな回復や国内の経済・社会活動の正常化が進み、持ち直しの動きが見られました。特にIT投資については、製造業や金融業で投資意欲が高い状態にあり、好調に推移しました。一方で、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約、ウクライナ情勢等による原材料価格の上昇、為替の変動等により、一部の企業で弱さが見られました。

このような経済環境のもと、当社グループはキャノン製品の供給制約解消による売上拡大、企業の積極的なIT投資を背景としたSIサービスやセキュリティ関連の製品・サービスの売上拡大、国内の半導体メーカーの活発な投資を背景とした半導体製造関連装置等の売上拡大により、売上高は5,881億32百万円（前期比6.5%増）となりました。

利益については、売上増加に伴う売上総利益の増加により、営業利益は499億47百万円（前期比25.8%増）、経常利益は509億91百万円（前期比24.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は355億52百万円（前期比20.8%増）となりました。

各報告セグメントの業績は以下のとおりです。増減に関する記載は、前期との比較に基づいています。

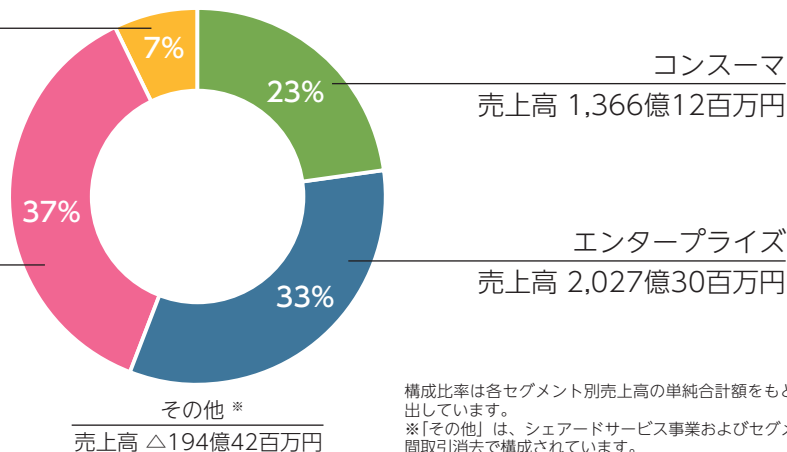
#### ■ セグメント別連結売上高構成比

プロフェッショナル

売上高 416億70百万円

エリア

売上高 2,265億60百万円



構成比率は各セグメント別売上高の単純合計額をもとに算出しています。

※「その他」は、シェアードサービス事業およびセグメント間取引消去で構成されています。

■ 事業のセグメント別状況

コンシューマ

売上高 1,366億12百万円

営業利益 139億40百万円

レンズ交換式デジタルカメラについては、2021年末に発売した「EOS R3」や6月に発売した「EOS R7」、7月に発売した「EOS R10」、12月に発売した「EOS R6 Mark II」等のEOS Rシステム搭載のミラーレスカメラ等が増加したことや、EOS Rシリーズのユーザーの増加によりRFマウントの交換レンズの販売が拡大し、売上は大幅に増加しました。

インクジェットプリンターについては、高単価製品が好調に推移したこと等により、売上は増加しました。インクカートリッジについては、カラープリントボリュームの減少等による市場の縮小に伴い、売上は減少しました。

ITプロダクトについては、PCの周辺機器等が供給不足の影響を受けましたが、ゲーミングPC等が好調に推移し、売上は微増となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は1,366億12百万円（前期比5.5%増）となりました。営業利益については、売上増加に伴う売上総利益の増加により、139億40百万円（前期比2.7%増）となりました。



ミラーレスカメラ「EOS R7」



インクジェットプリンター「TS8630」

## ■ 事業のセグメント別状況

### エンタープライズ

売上高 2,027億30百万円

営業利益 170億72百万円

主要ビジネス機器については、第2四半期まで製品の供給不足の影響を大きく受けたものの、第3四半期以降に供給が回復したことにより、オフィスMFP、レーザープリンターの売上は大幅に増加しました。オフィスMFPの保守サービス、レーザープリンターカートリッジについては、大手企業を中心にテレワークが継続し、オフィスにおけるプリントボリュームが減少したことにより、売上は減少しました。

ITソリューションについては、製造業向けや金融業向けのSI案件の売上が増加していることに加え、セキュリティやデータセンター2号棟の売上が順調に推移したこと等により、売上は大幅に増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は2,027億30百万円（前期比6.4%増）となりました。営業利益については、売上増加に伴う売上総利益の増加に加え、販管費の削減に努めたことにより、170億72百万円（前期比23.2%増）となりました。



A3カラーレーザービームプリンター [LBP853Ci]



西東京データセンター

■ 事業のセグメント別状況

エリア

売上高 2,265億60百万円

営業利益 155億63百万円

主要ビジネス機器については、第2四半期まで製品の供給不足の影響を大きく受けたものの、第3四半期以降に供給が回復したことにより、オフィスMFP、レーザープリンターの売上は増加しました。オフィスMFPの保守サービスについては、大都市圏を中心にテレワークが継続したこと等により、オフィスにおけるプリントボリュームが減少し、売上は減少しました。一方、レーザープリンターカートリッジについては、価格改定を見据えた駆け込み需要等により、売上は増加しました。

ITソリューションについては、標的型攻撃やフィッシングなど情報セキュリティに対する脅威が高まっていることを背景に、IT支援クラウドサービス「HOME」やウイルス対策ソフト「ESET」等のセキュリティの売上が増加しました。また、お客さまのIT機器等の保守サービスや運用サービスについては、獲得に引き続き注力し、受注件数を伸ばしたこと等により売上が増加し、ITソリューション全体の売上は増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は2,265億60百万円（前期比2.6%増）となりました。営業利益については、売上増加に伴う売上総利益の増加に加え、販管費の削減に努めたことにより、155億63百万円（前期比29.2%増）となりました。



オフィス向け複合機 [imageRUNNER ADVANCE DX]



ESETインターネットセキュリティ



## ■ 事業のセグメント別状況

### プロフェSSIONAL

売上高 416億70百万円

営業利益 52億40百万円

#### (プロダクションプリンティング)

プロダクションプリンティング事業では、主に印刷業向けに、高速連帳プリンターおよび高速カット紙プリンター等を提供しています。また、小売業向けにPOP制作関連のビジネスも提供しています。当期は、印刷業のお客さま向けに連帳プリンターが堅調に推移したこと等により、売上は微増となりました。

#### (産業機器)

産業機器事業では、主に半導体メーカー向けに製造関連装置、検査計測装置等を提供しています。当期は、国内の半導体メーカーの投資が引き続き活発であることを背景に、半導体製造関連装置や保守サービスが好調に推移し、売上は大幅に増加しました。

#### (ヘルスケア)

ヘルスケア事業では、主に病院・診療所・調剤薬局・健診施設向けに、電子カルテなど医療情報システム等を提供しています。当期は、病院向けの電子カルテおよび医療IT基盤の構築等にかかる複数の大型案件に加え、診療所や調剤薬局向けにオンライン資格確認の導入案件があったこと等により、売上は大幅に増加しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は416億70百万円（前期比32.1%増）となりました。営業利益については、売上増加に伴う売上総利益の増加に加え、販管費の削減に努めたことにより、52億40百万円（前期比110.6%増）となりました。



varioPRINT iX3200 / 2100



Mattson社製アッシング装置Suprema

## (2) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施した設備投資の総額は81億63百万円であり、主なものはレンタル資産、工具、器具及び備品のほか、西東京データセンターの建物附帯設備に係る設備投資であります。

## (3) 対処すべき課題

わが国の経済は回復傾向になることが見込まれるものの、新型コロナウイルスの変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や、半導体不足やサプライチェーンの混乱による供給制約、ウクライナ情勢等による原材料やエネルギー価格の動向等により、先行き不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような経済環境のもと当社グループは、キヤノン製品事業については、更なる収益性の強化を図っていくことが課題と捉えております。一方で、市場の拡大が見込まれるITソリューション事業については、収益性の向上を伴った売上の拡大を図っていくことが課題と捉えております。

また、当社グループは、2021年4月に発表しました2021-2025長期経営構想で掲げたビジョン「社会・お客様の課題をICTと人の力で解決するプロフェッショナルな企業グループ」の実現に向けて、2022-2025中期経営計画を策定しました。2022-2025中期経営計画で定めた、以下4つの基本方針の実行を通じて、業容の拡大と業績の向上に努めてまいります。

### 【2022-2025 中期経営計画 基本方針】

#### ① 利益を伴ったITソリューション事業拡大

顧客層別のITソリューション戦略の実行を加速させるとともに、お客さまに継続してサービス提供を行う、サービス型事業モデルによるストックビジネスの拡大を図ります。

#### ② 既存事業の更なる収益性強化

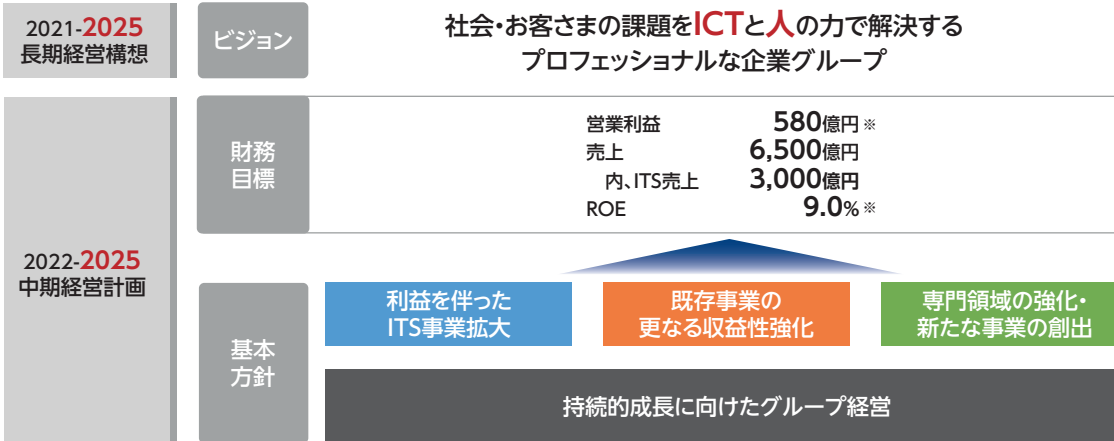
キヤノン製品事業の更なる高収益化を図るとともに、顧客層に応じた販売戦略を展開します。

#### ③ 専門領域の強化・新たな事業の創出

産業機器事業の更なる成長を実現させるとともに、新たな事業の創出を図ります。

#### ④ 持続的成長に向けたグループ経営

人材の高度化に向けた投資を積極的に行い、それをお客さまへの提供価値向上に繋げる「エンゲージメント向上ループ」の確立を図るとともに、当社グループの持続的な成長に向けた事業投資を加速させます。



※2023年1月27日発表の「2022-2025中期経営計画進捗報告」において営業利益、ROEの数値を上方修正しております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ■ 連 結

区 分	第51期 (2018.1.1～ 2018.12.31)	第52期 (2019.1.1～ 2019.12.31)	第53期 (2020.1.1～ 2020.12.31)	第54期 (2021.1.1～ 2021.12.31)	第55期 (2022.1.1～ 2022.12.31)
売 上 高 (百万円)	621,591	621,134	545,060	552,085	588,132
営 業 利 益 (百万円)	28,941	32,439	31,317	39,699	49,947
経 常 利 益 (百万円)	30,519	33,937	35,236	41,096	50,991
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	20,826	22,250	21,997	29,420	35,552
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益 (円)	160.61	171.60	169.65	226.88	274.16
総 資 産 (百万円)	498,790	503,698	506,604	526,418	543,740
純 資 産 (百万円)	303,570	325,092	346,114	374,676	400,372

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 主要な事業内容

セグメント	主要な事業内容
コ ン ス ー マ	主に個人のお客さま向けのデジタルカメラやインクジェットプリンター等を販売
エ ン タ ー プ ラ イ ズ	主に大手、準大手・中堅企業向けに、キヤノンの入出力機器の販売および業種ごとの経営課題解決に寄与するソリューションを提供
エ リ ア	主に全国の中小企業向けに、キヤノンの入出力機器の販売および顧客の経営課題解決に寄与するソリューションを提供
プロフェッショナル	各専門領域の顧客向けに、ソリューションを提供 (プロダクションプリンティング) 主に印刷業向けに、高速連帳プリンターおよび高速カット紙プリンター等を提供 (産業機器) 主に半導体メーカーおよびその他電子デバイスメーカー向けに、半導体製造関連装置、検査計測装置等を提供 (ヘルスケア) 主に医療ヘルスケア分野向けに、ITソリューションの提供、システム開発、ネットワーク構築、ハードウェアを提供

## 事業報告

### (6) 主要拠点

#### ■ 当 社

本 社	東京都
港南事業所	
幕張事業所	千葉県
札幌支店	北海道
仙台支店	宮城県
名古屋支店	愛知県
大阪支店	大阪府
広島支店	広島県
福岡支店	福岡県

#### ■ 主要な子会社

キャノンITソリューションズ株式会社	東京都
キャノンシステムアンドサポート株式会社	
キャノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社	

### (7) 従業員の状況

#### ■ 連 結

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	
15,973名	247名減	

セ グ メ ン ト	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
コ ン ス ー マ	570名	26名増
エ ン タ ー プ ラ イ ズ	5,218名	3名増
エ リ ア	5,643名	168名減
プ ロ フ ェ ッ シ ョ ナ ル	736名	45名減
そ の 他	3,806名	63名減

## (8) 重要な親会社および子会社の状況

### ■ 親会社との関係

親会社名	所在地	事業内容	議決権数(個) (議決権比率)	関係内容
キャノン株式会社	東京都 大田区	オフィス、イメージングシステム、産業機器等の分野における開発、生産	757,086 (58.5%)	当社は親会社の製造する製品の日本市場における販売、サービス、マーケティングを統括しております。

### ■ 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社は親会社(その関係会社を含む)が製造し、親会社がキャノンブランドを付して販売するすべての製品(半導体露光装置・液晶基板露光装置・医療機器を除く。以下「対象製品」)を日本国内において独占的に販売する契約を親会社との間で締結しております。

また、親会社から当社への経営の関与につきましても、一株主としての議決権行使などに限られていることに加え、兼務をする役員も存在しないことから、極めて限定的であります。

当社の経営陣の指名や報酬等の決定に際しては、任意の「指名・報酬委員会」で審議を行っておりますが、委員の半数は当社が独自に選任している独立社外取締役となっており、透明性と公正性を客観的に確保できる体制としております。

### ■ 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社より対象製品の仕入を行っておりますが、その取引条件は市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。

また、当社は、親会社に対してオフィス機器・消耗品等の販売を行っておりますが、その取引条件は市場価格、当社の原価等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

さらに、当社は、親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

これらのことから、当社取締役会は、当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定が行われており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

■ 子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
キャノンITソリューションズ株式会社	3,617	100.0	SIおよびコンサルティング、ITサービス、各種ソフトウェアの開発・販売
キャノンシステムアンドサポート株式会社	4,561	100.0	キャノン製品および関連ソリューションや他社製システム機器によるコンサルティングセールス、オフィスのネットワーク構築とサービス・サポート
キャノンプロダクション プリンティングシステムズ株式会社	2,744	100.0	プロダクション印刷機器および消耗品の販売・保守サービスの提供、ワークフローシステムなどの開発・提供、印刷サービスの提供等

■ 企業結合等の状況

当期の連結子会社は15社であります。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 299,500,000株

(2) 発行済株式総数、資本金、株主数

区 分	前期末現在	当期中の増減	当期末現在
発行済株式総数	131,079,972株	—	131,079,972株
資 本 金	73,303,082,757円	—	73,303,082,757円
株 主 数	11,747名	581名減	11,166名

(3) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
キャノン株式会社	75,708	58.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,809	6.8
キャノンマーケティングジャパングループ社員持株会	5,577	4.3
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,688	2.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	1,478	1.1
キャノンマーケティングジャパン取引先持株会	1,265	1.0
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデツク ア カウント	1,239	1.0
SMB C日興証券株式会社	1,082	0.8
株式会社みずほ銀行	1,001	0.8
第一生命保険株式会社	879	0.7

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 (1,403,572株) を控除して算出しております。

(4) 所有者別の株式保有比率



(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役 (社外役員を除く)	普通株式 2,610株	1名

(注) 上記は、第54期まで導入していた「業績連動型株式報酬制度」に基づき交付されたものであります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長社長執行役員	足 立 正 親	
取締役常務執行役員	溝 口 稔	グループ総務・人事、グループ法務・知的財産、グループロジスティクス担当
取締役上席執行役員	蛭 川 初 巳	グループ企画、グループコミュニケーション、グループサービス&サポート担当
取締役上席執行役員	大 里 剛	グループ監査、グループ経理、グループ調達担当
取締役	土 橋 昭 夫	
取締役	大 澤 善 雄	シチズン時計株式会社 社外取締役
取締役	長谷部 敏 治	
常勤監査役	濱 田 史 朗	
常勤監査役	谷 瀬 正 俊	
常勤監査役	橋 本 巖	
常勤監査役	松 本 信 利	
監査役	長谷川 茂 男	

- (注) 1. 取締役 大里剛、長谷部敏治の両氏および監査役 濱田史朗氏は、2022年3月29日開催の第54回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役 土橋昭夫、大澤善雄および長谷部敏治の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役 土橋昭夫氏は、2022年6月23日をもって前田建設工業株式会社の社外取締役を退任いたしました。
4. 監査役 橋本巖、松本信利、長谷川茂男の3氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 土橋昭夫、大澤善雄および長谷部敏治の3氏および監査役 橋本巖、長谷川茂男の両氏につきましては、当社が株式を上場している株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
6. 監査役 濱田史朗氏は、当社において長年経理業務を担当した経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 松本信利氏は、当社の親会社であるキャノン株式会社において長年経理業務を担当した経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 長谷川茂男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 当社は、社外取締役および監査役との間で、当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。



## (2) 当期に係る取締役および監査役の報酬等

### ■ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、報酬決定プロセスの透明性・客観性、報酬制度の妥当性の確保を目的として、代表取締役社長、取締役1名および独立社外取締役2名の計4名からなる任意の「指名・報酬委員会」を設けております。当該委員会は、取締役、上席執行役員以上の執行役員について、基本報酬・賞与の算定基準、株式報酬型ストックオプションの付与基準を含む報酬制度の妥当性を検証したうえで、取締役会に対し、当該制度が妥当である旨の答申を行い、当社は、2022年3月29日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議いたしました。

### ■ 取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

#### ①報酬の基本方針

当社は、当社グループの健全かつ持続的な成長に向け役員が能力を如何なく発揮しその役割・責務を十分に果たすことを効果的に促す仕組みとして役員報酬制度が機能するよう、その設計に努めております。また、役員報酬の財産的価値は、当社の期待に十分に答えることができる優秀な人材の確保・維持を考慮しつつ、適切な水準となることを基本としております。

#### ②各報酬制度の内容

##### a.代表取締役・業務執行取締役

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、次の「基本報酬」、「賞与」、および「株式報酬型ストックオプション」によって構成されております。

##### <基本報酬>

これら取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献度に応じた所定の額となります。その総額は、株主総会の承認を得た額以内とします（ただし、社外取締役を含むすべての取締役の基本報酬の総額。）。

##### <賞与>

これら取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で事業年度毎に1回支給する金銭報酬で、グループ全体の年間の営業活動の成果である「連結税金等調整前当期純利益」を指標としております。当該取締役の役位に応じた標準賞与額を指標の達成度に応じて調整した金額を算出いたします。

当社では、賞与は配当や内部留保とともに、その本質は会社利益の配分であるとの考え方から、その支給の可否および上記により算出した支給額の合計について毎年の株主総会に諮っております。

##### <株式報酬型ストックオプション>

株式報酬型ストックオプションは、株主の皆さまと株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上に向けた動機付けをより高めることを目的とするものであり、年1回、当社株式の新株予約権を付与するものです。当該新株予約権の総額は、株主総会の承認を得た額以内とし、新株予約権の付与数は、役位ならびに付与時の株価水準をもとに算出いたします。また、本制度は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とするものであります。

対象者は、グループ全体の年間の営業活動の成果である「連結税金等調整前当期純利益その他当社が定める経営指標」の達成度に応じて0%~100%の範囲で権利行使が可能となります。ストックオプションとしての新株予約権の割当てに際しては、公正価額を基準として定める払込金額と同額の報酬を取締役に支給するものとし、当該払込金額の払込みに代えて、当該報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされます。

在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから、退任の時に権利行使できる仕組みとします。なお、付与対象者において、不正や善管注意義務に抵触する行為等があると認められた際には、新株予約権の全部または一部の行使を制限することがあります。

基本報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションの構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬の水準と安定性を重視することを基本としつつ、単年度業績の向上を目的とし、取締役の基本報酬に対する賞与および株式報酬型ストックオプションの構成比は、それぞれ最大3割程度および最大2割程度とします。

### b. 社外取締役・監査役

業務執行から独立した立場で職務に当たる社外取締役および監査役の報酬は、「基本報酬」、すなわち、それらの職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬のみで構成されております。社外取締役については、上記a.<基本報酬>に記載の株主総会決議により定めた年額の範囲内、かつ一般的な水準を考慮して当社が予め定めた金額の範囲内で決定しております。監査役については、株主総会決議により定めた年額の範囲内において、監査役間の協議により決定しております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別の報酬額については、代表取締役社長社長執行役員である足立正親氏がその具体的内容の決定について委任を受け、「指名・報酬委員会」の検証を経た報酬制度に基づき決定されます。代表取締役社長社長執行役員にその具体的内容の決定を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域の評価を行うには代表取締役社長社長執行役員が最も適しているからであります。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## ■ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬型 ストックオプション (非金銭報酬等)	
取締役 (うち社外取締役)	246 (28)	184 (28)	46 (一)	14 (一)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	99 (54)	99 (54)	— (一)	— (一)	6 (3)

- (注) 1. 上記には、2022年3月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 業績連動報酬等は、「連結税金等調整前当期純利益」を業績指標として用いることとしております。これは、グループ全体の年間の営業活動の成果を表す数値として適切と考えるためであります。当該業績連動報酬の額の算定方法は、上記「取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項②各報酬制度の内容a.代表取締役・業務執行取締役」に記載のとおりです。なお、当該業績指標の実績は、連結損益計算書に記載のとおりです。
3. 賞与には、当期末の役員賞与引当金を記載しております。
4. 株式報酬型ストックオプションには、ストックオプションとして割り当てた新株予約権に相当する当期費用計上額を記載しております。なお、当期中に社外取締役を除く取締役4名に対し、新株予約権95個（普通株式9,500株）を交付いたしました。当該新株予約権の主な行使条件等については、上記「取締役および監査役の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項②各報酬制度の内容a.代表取締役・業務執行取締役」に記載のとおりです。なお、業績指標である「連結税金等調整前当期純利益」の実績は、連結損益計算書に記載のとおりとなったため、当該新株予約権の権利行使可能個数は、72個（普通株式7,200株）となります。
5. 取締役の報酬額は、2007年3月28日開催の第39回定時株主総会において、年額800百万円（以下、「年間報酬枠」といいます。）以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は17名です。また、2022年3月29日開催の第54回定時株主総会において、対象となる取締役（社外取締役を除く）に対し、年間報酬枠の範囲内で、役員報酬として当社株式の新株予約権を付与する株式報酬型ストックオプション制度を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）です。
6. 監査役の報酬額は、1998年3月26日開催の第30回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、法令に違反すると認識しながら行った行為等に起因する損害賠償は当該保険契約によっても填補はされません。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ■ 他の法人等の社外役員等の兼職状況と当社との関係

氏名	兼任の職務	兼職先	当社との関係
大澤善雄 (社外取締役)	社外取締役	シチズン時計株式会社	特別の関係はありません。

(注) 取締役 土橋昭夫氏は、2022年6月23日をもって前田建設工業株式会社の社外取締役を退任いたしました。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

##### ■ 主な活動状況

氏名	主な活動状況
土橋 昭夫 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、企業経営に係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会以外の場においても、当該経験と見識に基づく発言を適宜行っております。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしております。
大澤 善雄 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、企業経営に係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会以外の場においても、当該経験と見識に基づく発言を適宜行っております。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしております。
長谷部 敏治 (社外取締役)	当期開催の取締役会13回のうち、就任後に開催された10回すべてに出席し、企業経営に係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。また、取締役会以外の場においても、当該経験と見識に基づく発言を適宜行っております。これらにより、社外取締役として期待される役割を果たしております。
橋本 巖 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回すべて、また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、企業経営に係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
松本 信利 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回すべて、また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、経理業務に係る経験と見識に基づき適宜発言を行っております。
長谷川 茂男 (社外監査役)	当期開催の取締役会13回すべて、また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、公認会計士としての見識に基づき適宜発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	105百万円
②当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	170百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に合意された手続に関する業務の対価を支払っております。  
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分に関して、連結配当性向30%をベースに据えながら、中期的な利益見通し・投資計画に加え、そこから生み出されるキャッシュ・フロー等を総合的に勘案し、配当を実施することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、期末配当金を1株当たり50円とし、中間配当金（1株当たり40円）とあわせ、1株当たり90円（連結配当性向32.8%）とさせていただきますを予定しております。

## 6. 会社の新株予約権等に関する事項

■当期末日において当社役員（取締役）が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等

①名称

2022年4月発行新株予約権

②払込金額（新株予約権1個当たり）

260,600円

③行使価額（株式1株当たり）

1円

④行使期間

2022年4月29日～2052年4月28日

⑤保有者、人数、個数、目的である株式の種類および数

代表取締役社長社長執行役員	1名	43個	普通株式	4,300株
取締役常務執行役員	1名	22個	普通株式	2,200株
取締役上席執行役員	2名	30個	普通株式	3,000株

⑥主な行使条件

原則として、

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の規定に従い、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となり、新株予約権者は、当社の上席執行役員以上の執行役員（取締役を兼務する者を含む。以下「対象役員」という。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、権利行使可能な数の新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (ii) 違法若しくは不正な職務執行、善管注意義務・忠実義務に抵触する行為、またはこれらに準ずる行為があると認められるとき、または正当な理由なく退任したと当社が認めるときは、取締役会の決議によって、該当する新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて新株予約権を行使することができないものとする。
- (iii) 上記のほか、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。

(注)上記⑥(i)に記載のとおり、当該新株予約権は、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となります。当事業年度の業績指標の実績は、連結損益計算書に記載のとおりであり、その結果、当該新株予約権の権利行使可能個数は、以下のとおりとなります。

代表取締役社長社長執行役員	1名	33個	普通株式	3,300株
取締役常務執行役員	1名	17個	普通株式	1,700株
取締役上席執行役員	2名	22個	普通株式	2,200株

■当期中に当社の上席執行役員以上の執行役員（取締役を兼務する者を除く。）に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等

①名称

2022年4月発行新株予約権

②払込金額（新株予約権1個当たり）

260,600円

③行使価額（株式1株当たり）

1円

④行使期間

2022年4月29日～2052年4月28日

⑤交付を受けた者、人数、個数、目的である株式の種類および数

上席執行役員 7名 105個 普通株式 10,500株

⑥主な行使条件

原則として、

(i) 新株予約権の割当てを受けた者は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の規定に従い、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となり、新株予約権者は、当社の上席執行役員以上の執行役員（取締役を兼務する者を含む。以下「対象役員」という。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、権利行使可能な数の新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

(ii) 違法若しくは不正な職務執行、善管注意義務・忠実義務に抵触する行為、またはこれらに準ずる行為があると認められるとき、または正当な理由なく退任したと当社が認めるときは、取締役会の決議によって、該当する新株予約権者の行使しうる新株予約権の数を制限することができ、この場合、当該新株予約権者は、かかる制限を超えて新株予約権を行使することができないものとする。

(iii) 上記のほか、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。

(注)上記⑥(i)に記載のとおり、当該新株予約権は、割当日の属する事業年度における「連結税金等調整前当期純利益」の達成度に応じて0～100%の範囲で権利行使が可能となります。当事業年度の業績指標の実績は、連結損益計算書に記載のとおりであり、その結果、当該新株予約権の権利行使可能個数は、以下のとおりとなります。

上席執行役員 7名 77個 普通株式 7,700株

## 7. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容（基本方針）および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

<p>業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の基本方針</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b>                  当社ならびに当社およびその子会社からなる企業集団は、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、キャノングループの行動指針である「三自の精神（自発・自治・自覚）」に基づく健全な企業風土と、「キャノングループ行動規範」による遵法意識の醸成に努めるとともに、当社および当社グループ会社の重要事項の決裁手続の明確化を通じ、当社グループ全体の「経営の透明性」を確保する。</p>
<p>1. コンプライアンス体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>①取締役会は、「取締役会規則」を定め、これに基づき当社グループの経営上の重要事項を慎重に審議のうえ意思決定するとともに、代表取締役、業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」）の業務の執行状況につき報告を受ける。</p> <p>②業務遂行にあたり守るべき規準として「キャノングループ行動規範」を用い、新入社員研修、管理職登用研修、新任役員研修等の場においてコンプライアンスを徹底する。</p> <p>③リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備する。</p> <p>④内部監査部門は、すべての業務を監査する権限を有しており、法令・定款の遵守の状況についても監査を実施する。</p> <p>⑤従業員は、当社グループにおいて法令・定款の違反を発見した場合、内部通報制度を活用し、その事実を申告することができることとする。また、当社は、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止する。</p>
	<p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>①当期は取締役会を13回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。</p> <p>②「キャノングループ行動規範」を用いたコンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>③下記2【運用状況の概要】①のとおりであります。</p> <p>④内部監査部門は、多数のテーマにつき当社部門および当社グループ会社を監査し、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。</p> <p>⑤社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。なお、当期、重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。</p>



<p>2. リスクマネジメント体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>①リスクマネジメントに関する規程に基づき、当社および当社グループ会社が事業を遂行するに際して直面し得る重大なリスクの把握（法令違反、財務報告の誤り、品質問題、労働災害、自然災害等）を含む、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じ、当該体制の整備・運用状況を評価し、取締役会に報告する。</p> <p>②経営会議を設け、取締役会付議に至らない案件であっても、重要なものについては同会議において慎重に審議する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>①当社および当社グループ会社は、「リスク・クライシスマネジメント規程」に基づき、重大な影響を及ぼすリスクを法令違反リスク、災害・感染症リスク、財務リスク、事業リスクの4つに分類・把握し、リスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を講じたうえで、取締役会が定める活動計画に従って当社グループ全体のリスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価しました。</p> <p>②当期は経営会議を14回開催し、重要課題を審議いたしました。業務執行を担う取締役等のほか、社外取締役および監査役も適宜出席し、意見を述べております。</p>
<p>3. 効率的な職務執行体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>①取締役等は、当社重要事項に関する決裁規程その他取締役会で決議された職務分掌に基づき、社長の指揮監督の下、分担して職務を執行する。</p> <p>②当社は、経営会議において、5カ年の経営目標を定めた長期経営構想および3カ年の重点施策等を定めた中期経営計画を策定し、当社グループ一体となった経営を行う。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>①取締役等は、関連規程に基づき、分担して職務を執行しております。</p> <p>②当社は、当社の取締役等および主要な当社グループ会社の執行責任者が集まる経営会議等での議論をふまえて中期経営計画および必要な施策を決定しており、グループ経営としての一体性を確保しております。</p>

<p>4. グループ管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第5号)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b>                  当社は、当社グループ会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、当社グループの内部統制システムを整備する。</p> <p>a) 取締役会が定める「キャノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、重要な意思決定について当社の事前承認を得ることまたは当社に対して報告を行うこと。</p> <p>b) リスクマネジメントに関する規程に基づき、その事業の遂行に際して直面し得る重大なリスクを把握のうえ、これらのリスクに関するリスクマネジメント体制の整備・運用状況を確認、評価し、当社に報告すること。</p> <p>c) 設立準拠法の下、適切な機関設計を行うとともに、執行責任者の権限や決裁手続の明確化を図ること。</p> <p>d) 「キャノングループ行動規範」によるコンプライアンスの徹底の他、リスクマネジメント体制の一環として、日常の業務遂行において法令・定款の違反を防止する業務フロー（チェック体制）およびコンプライアンス教育体制を整備すること。</p> <p>e) 内部通報制度を設けるとともに、内部通報者に対する不利な取扱いを禁止すること。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>a) 当社は、「キャノンマーケティングジャパングループ会社 重要事項決裁規程」に基づき、当社グループ会社から報告を受け、または事前承認を行いました。</p> <p>b) 上記2 <b>【基本方針の決議の内容】</b> ①記載のリスクマネジメント体制の整備・運用状況の評価のため、評価対象となる当社グループ会社は、それぞれ対象リスクにつき評価を実施いたしました。</p> <p>c) 当社グループ会社は、適用を受ける法律等のほか、業容等に応じて機関設計や決裁の基準・手続を適宜見直しております。</p> <p>d) 上記2 <b>【運用状況の概要】</b> ①に加え、当社グループ会社は、必要に応じ、研修や議論の場を設け、コンプライアンスの徹底を図っております。</p> <p>e) 当社グループ会社は、内部通報制度を整備し、通報者に対する不利な取扱いの禁止の徹底を図っております。</p>
<p>5. 情報の保存および管理体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b>                  取締役会議事録および社長その他の取締役等の職務の執行に係る決裁書等の情報は、法令ならびに「取締役会規則」および関連する規程に基づき、各所管部門が適切に保存・管理し、取締役および監査役は、いつでもこれらを閲覧できることとする。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b>                  取締役、監査役、および内部監査部門は、必要に応じ、取締役会議事録、経営会議議事録や社長決裁書等の記録を閲覧またはその写しを入手しております。</p>

<p>6. 監査役監査体制 (会社法施行規則第 100条第3項)</p>	<p><b>【基本方針の決議の内容】</b></p> <p>①監査役の職務を補助する専任の組織・使用人は置かないが、内部監査部門および法務部門等は、監査役から要望を受けた事項について、協議のうえ、監査役および監査役会の事務を補助する使用人（以下「監査役補助使用人」）を置く。この監査役補助使用人は、監査役から指示された職務が発生した場合、当該職務を優先して執行することとし、監査役補助使用人の人事異動には、監査役会への事前相談を要することとする。</p> <p>②監査役は、取締役会のみならず、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>③人事、経理、法務等の本社管理部門は、監査役と会合を持ち、業務の執行状況につき適宜報告する。また、重大な法令違反等があったときは、関連部門が直ちに監査役に報告する。</p> <p>④監査役は、会計監査人から定期的に、かつ必要に応じて報告を受ける。</p> <p>⑤監査役は、国内の当社グループ会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報共有を通じてグループ一体となった監査体制の整備を図る。また、監査役は、必要に応じて国内外の主要な当社グループ会社を往査し、当社グループ会社の取締役等による業務の執行状況を把握する。</p> <p>⑥当社は、監査役に報告した者に対する不利な取扱いを禁止するとともに、当社グループ会社にも不利な取扱いの禁止を求める。</p> <p>⑦監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役の請求に従い負担する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>①法務部門から監査役補助使用人を選任し、監査役から指示された職務を執行しております。監査役補助使用人の人事異動については事前に監査役会に相談し、その決定を行っています。</p> <p>②社外監査役を含め、監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会等重要な会議に出席しております。</p> <p>③本社管理部門は、定期的に監査役と会合を持ち、業務の執行状況を報告しております。また、内部監査部門は、監査結果を社長のほか担当役員、監査役にも報告しております。</p> <p>④監査役は、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受けたほか、適宜、会計監査人から監査状況を聴取しております。</p> <p>⑤監査役は、国内当社グループ会社の監査役と適宜会合を持ち、情報交換を行いました。また、主要な当社グループ会社の往査を行っています。</p> <p>⑥上記1【運用状況の概要】⑤に加え、監査役への報告者に対して不利な取扱いをしておりません。</p> <p>⑦当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。</p>
--	---

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)  
百万円未満切捨

科目	当 期 (2022年 12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年 12月31日現在)	科目	当 期 (2022年 12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年 12月31日現在)
<b>■ 資産の部</b>			<b>■ 負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>419,708</b>	<b>396,082</b>	<b>流動負債</b>	<b>108,062</b>	<b>107,109</b>
現金及び預金	84,132	67,528	支払手形及び買掛金	47,376	46,323
受取手形及び売掛金	—	107,367	リース債務	45	52
受取手形、売掛金及び契約資産	110,431	—	未払費用	16,627	16,127
有価証券	500	500	未払法人税等	7,453	6,954
商品及び製品	37,897	34,578	未払消費税等	5,426	6,089
仕掛品	99	145	賞与引当金	3,439	4,148
原材料及び貯蔵品	523	511	役員賞与引当金	118	98
短期貸付金	180,012	180,004	製品保証引当金	243	291
その他	6,153	5,469	受注損失引当金	114	308
貸倒引当金	△43	△24	その他	27,216	26,715
<b>固定資産</b>	<b>124,032</b>	<b>130,336</b>	<b>固定負債</b>	<b>35,305</b>	<b>44,632</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>85,276</b>	<b>85,154</b>	リース債務	73	81
建物及び構築物	48,384	45,916	永年勤続慰労引当金	749	899
機械装置及び運搬具	68	77	退職給付に係る負債	32,141	40,913
工具、器具及び備品	2,670	2,760	その他	2,340	2,738
レンタル資産	4,890	5,639	<b>負債合計</b>	<b>143,368</b>	<b>151,741</b>
土地	28,359	28,359	<b>■ 純資産の部</b>		
リース資産	5	7	<b>株主資本</b>	<b>387,392</b>	<b>362,859</b>
建設仮勘定	897	2,392	資本金	73,303	73,303
<b>無形固定資産</b>	<b>5,995</b>	<b>6,530</b>	資本剰余金	82,827	82,824
ソフトウェア	5,364	6,226	利益剰余金	233,354	208,824
のれん	327	—	自己株式	△2,092	△2,092
施設利用権	302	303	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,149</b>	<b>11,089</b>
その他	0	0	その他有価証券評価差額金	5,202	7,873
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,760</b>	<b>38,651</b>	繰延ヘッジ損益	△14	22
投資有価証券	13,312	17,353	為替換算調整勘定	293	125
長期貸付金	15	35	退職給付に係る調整累計額	6,667	3,067
退職給付に係る資産	392	421	<b>新株予約権</b>	<b>29</b>	<b>—</b>
繰延税金資産	12,904	14,974	<b>非支配株主持分</b>	<b>801</b>	<b>727</b>
差入保証金	2,767	2,961	<b>純資産合計</b>	<b>400,372</b>	<b>374,676</b>
その他	3,555	2,999	<b>負債純資産合計</b>	<b>543,740</b>	<b>526,418</b>
貸倒引当金	△187	△95			
<b>資産合計</b>	<b>543,740</b>	<b>526,418</b>			

## 連結損益計算書

(単位：百万円)  
百万円未満切捨

科 目	当 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(ご参考) 前 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売上高	588,132	552,085
売上原価	388,842	361,809
売上総利益	199,289	190,276
販売費及び一般管理費	149,341	150,576
営業利益	49,947	39,699
営業外収益	1,225	1,562
受取利息	299	274
受取配当金	209	283
受取保険金	459	506
為替差益	29	—
投資事業組合運用益	—	278
その他	227	220
営業外費用	180	165
支払利息	12	12
投資事業組合運用損	29	—
為替差損	—	6
その他	139	146
経常利益	50,991	41,096
特別利益	733	2,376
固定資産売却益	3	6
投資有価証券売却益	729	1,255
関係会社株式売却益	—	895
災害に伴う受取保険金	—	202
その他	0	16
特別損失	202	377
固定資産除売却損	124	124
投資有価証券評価損	57	18
投資有価証券売却損	18	—
災害による損失	—	168
関係会社株式売却損	—	40
その他	1	26
税金等調整前当期純利益	51,523	43,094
法人税、住民税及び事業税	14,244	12,971
法人税等調整額	1,652	627
当期純利益	35,626	29,495
非支配株主に帰属する当期純利益	74	75
親会社株主に帰属する当期純利益	35,552	29,420

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)  
百万円未満切捨

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	73,303	82,824	208,824	△2,092	362,859
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△11,022	—	△11,022
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	35,552	—	35,552
自己株式の取得	—	—	—	△4	△4
自己株式の処分	—	2	—	3	6
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—
非支配株主への配当	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	2	24,529	△0	24,532
当期末残高	73,303	82,827	233,354	△2,092	387,392

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,873	22	125	3,067	11,089	—	727	374,676
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△11,022
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	35,552
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	6
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	74	74
非支配株主への配当	—	—	—	—	—	—	△23	△23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,670	△37	167	3,600	1,060	29	23	1,112
当期変動額合計	△2,670	△37	167	3,600	1,060	29	73	25,695
当期末残高	5,202	△14	293	6,667	12,149	29	801	400,372

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………15社

主要な連結子会社の名称……………キヤノンITソリューションズ(株)、キヤノンシステムアンドサポート(株)、キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)

(2) 非連結子会社の数……………なし

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数……………なし

(2) 持分法を適用しない関連会社数……………なし

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と同一であります。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

商品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

修理部品……………月次移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……………個別法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く) ……………定率法によっております。  
ただし、レンタル資産及び一部の連結子会社については定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～75年
工具、器具及び備品	2～20年
レンタル資産	3年

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法によっております。  
ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量又は見込販売収益に基づく減価償却額と見込有効販売期間（3年内）に基づく均等償却額のいずれか大きい額を償却する方法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

③役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。



- ④製品保証引当金……………コンシューマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。  
 なお、一部の連結子会社においては、プログラムの無償補修費用の支払に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。
- ⑤受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注案件のうち、当期末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌期以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
- ⑥永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の  
 期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去  
 勤務費用の費用処理方法……………過去勤務費用は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③小規模企業等における  
 簡便法の採用……………一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは、キヤノン製品の販売・サービスの提供に加え、ITソリューションや産業機器、ヘルスケア等の分野において製品の販売及びサービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転することにより、当社グループは顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、顧客による検収を要する製品の販売については、顧客による検収が完了した時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転することにより、当社グループは顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主にビジネス機器のメンテナンス契約であり、日常的または反復的なサービスであります。そのため、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、製品の使用量に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、使用量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足した時点から概ね短期間で決済されており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。なお、一部の製品の販売及びサービスの提供については、取引の対価を前受金として受領しております。

各報告セグメントにおける固有の状況については、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品の販売及びサービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

(コンシューマ)

製品の販売と交換に当社が受け取る取引価格は、所定の目標の達成等を条件としたリベート等の変動対価を含んでおります。リベート等の変動対価は、主に小売店が主要顧客である製品の販売に関連しております。リベート等の変動対価は取引価格から控除しており、リベートの見積りは、過去の実績等に基づく期待値法を用いております。

(エンタープライズ・エリア)

ITソリューションの保守・運用サービス/アウトソーシングについては、顧客との契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであります。そのため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、工数や作業量等に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、サービスに係る工数や作業量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、サービスに係る工数または作業量等に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発の提供を行うSIサービスについては、合理的な進捗度の見積りができる場合、開発の進捗により顧客に成果が移転するため、開発の進捗度に応じて開発期間にわたり収益を認識しております。原価の発生が開発の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を用いて収益を認識しております。また、合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づき収益を認識しております。

(プロフェッショナル)

ヘルスケア等におけるシステムの受託開発の提供を行うSIサービスについては、エンタープライズ・エリアセグメントにおける同履行義務の内容をご参照ください。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段……………為替予約
  - ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- ③ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、原則として発生日以降その効果が発現すると見積られる期間（5年間）で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①連結納税制度の適用……………当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。
- ②連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用……………当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。  
 なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(表示方法の変更に関する注記)

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	12,904

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度において、課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来にその後の経営環境に著しい変化が見込まれないことから、スケジューリング可能な将来減算一時差異に対応する繰延税金資産を回収可能と見積っております。なお、当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しており、連結納税制度を適用する場合の税効果会計により会計処理を行っております。

当社グループは、将来の課税所得の見積り及び経営環境の状況について、経営者の最善の見積りと判断により決定しており適切であると考えておりますが、将来の事業計画や経済環境の変化、関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に影響を与える可能性があります。



(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、資金調達については必要時に主にグループファイナンスを活用することを考えております。また、デリバティブ取引については、将来の為替の変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、外部信用調査機関の信用情報等を活用して徹底した与信管理を行うとともに、取引信用保険等の活用によりリスクヘッジを行っております。

短期貸付金は資金運用管理規程に従い、主に親会社に対して貸付を行っているものであります。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関しては、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 連結計算書類

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	10,886	10,886	—
資産計	10,886	10,886	—
(2) デリバティブ取引 (※3)	(21)	(21)	—

- ※1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、有価証券、短期貸付金、支払手形及び買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※2. 非上場株式は、市場価格がないことから、また、投資組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていないことから、非上場株式及び投資組合出資金(連結貸借対照表計上額2,425百万円)については、上記の「(1) 投資有価証券」には含めておりません。
- ※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,886	—	—	10,886
資産合計	10,886	—	—	10,886
デリバティブ取引				
為替予約	—	21	—	21
負債合計	—	21	—	21

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 連結計算書類

(収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	コンシューマ	エンタープライズ	エリア	プロフェッショナル	計		
ITソリューション事業							
SIサービス	0	62,492	9,945	9,600	82,038	—	82,038
保守・運用サービス/ アウトソーシング	1	32,909	10,070	407	43,389	3,531	46,920
システム販売・IT プロダクト	29,256	33,341	45,099	8	107,706	1,107	108,813
それ以外の事業	107,316	56,827	148,673	30,360	343,178	12	343,191
顧客との契約から 生じる収益	136,574	185,571	213,788	40,377	576,312	4,652	580,964
その他収益	0	5,935	1,231	—	7,167	—	7,167
外部顧客への売上高	136,574	191,507	215,019	40,377	583,479	4,652	588,132

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、シェアードサービス事業を含んでおります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,368
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	97,272
契約資産（期首残高）	11,037
契約資産（期末残高）	11,940
契約負債（期首残高）	17,054
契約負債（期末残高）	17,639

(注) 契約資産は、主にソフトウェアの受託開発において、期末日時点で一部又は全部の履行義務を果たしているが、まだ請求していない財又はサービスに係る対価に対する当社グループの権利に関するものです。

契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、顧客から商品代金として受け入れた前受金や、継続してサービスの提供を行う場合における未履行のサービスに対して支払いを受けた前受金です。

契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、10,469百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

## 連結計算書類

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	7,761
1年超2年以内	3,231
2年超3年以内	1,735
3年超4年以内	1,075
4年超5年以内	425
5年超	62
合計	14,290

(注) 主にビジネス機器のメンテナンス契約における契約のうち、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識している契約については、注記の対象に含めておりません。

### (1 株当たり情報に関する注記)

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額            | 3,081円07銭 |
| 2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 274円16銭   |

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)  
百万円未満は切り捨

科目	当 期 (2022年 12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年 12月31日現在)	科目	当 期 (2022年 12月31日現在)	(ご参考) 前 期 (2021年 12月31日現在)
<b>■ 資産の部</b>			<b>■ 負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>374,296</b>	<b>360,775</b>	<b>流動負債</b>	<b>124,828</b>	<b>134,002</b>
現金及び預金	66,095	51,798	電子記録債務	1,293	1,634
受取手形	887	884	買掛金	42,309	42,534
電子記録債権	9,540	8,481	短期借入金	42,700	50,100
売掛金	69,312	82,139	リース債務	0	2
契約資産	5,681	—	未払金	2,215	2,041
有価証券	500	500	未払費用	12,391	12,587
商品及び製品	33,240	29,864	未払法人税等	6,094	5,725
原材料及び貯蔵品	341	357	未払消費税等	2,753	2,064
前渡金	1,389	1,336	契約負債	10,212	—
前払費用	881	797	前受金	1	11,028
短期貸付金	181,202	180,004	預り金	3,178	3,618
未収入金	4,954	4,272	為替予約	21	—
為替予約	—	32	賞与引当金	1,371	2,221
その他	309	327	役員賞与引当金	46	37
貸倒引当金	△40	△20	製品保証引当金	232	288
<b>固定資産</b>	<b>137,768</b>	<b>142,706</b>	受注損失引当金	5	118
<b>有形固定資産</b>	<b>46,160</b>	<b>47,383</b>	<b>固定負債</b>	<b>37,975</b>	<b>40,479</b>
建物	11,765	12,148	リース債務	—	0
構築物	441	454	退職給付引当金	34,930	36,918
機械装置	68	77	永年勤続慰労引当金	374	494
工具、器具及び備品	1,104	1,169	その他	2,670	3,065
レンタル資産	4,879	5,632	<b>負債合計</b>	<b>162,803</b>	<b>174,481</b>
土地	27,899	27,899	<b>■ 純資産の部</b>		
リース資産	0	2	<b>株主資本</b>	<b>345,247</b>	<b>322,498</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>5,079</b>	<b>5,602</b>	資本金	73,303	73,303
ソフトウェア	4,968	5,492	資本剰余金	85,211	85,208
施設利用権	110	110	資本準備金	85,198	85,198
その他	0	0	その他資本剰余金	12	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>86,528</b>	<b>89,720</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>188,830</b>	<b>166,082</b>
投資有価証券	10,440	14,369	利益準備金	2,853	2,853
関係会社株式	59,797	59,287	その他利益剰余金	185,976	163,229
破産更生債権等	125	29	別途積立金	81,700	81,700
長期前払費用	1,954	1,414	繰越利益剰余金	104,276	81,529
繰延税金資産	12,047	12,211	<b>自己株式</b>	<b>△2,096</b>	<b>△2,096</b>
差入保証金	1,154	1,244	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,984</b>	<b>6,502</b>
その他	1,164	1,224	その他有価証券評価差額金	3,999	6,479
貸倒引当金	△153	△60	繰延ヘッジ損益	△14	22
<b>資産合計</b>	<b>512,064</b>	<b>503,481</b>	<b>新株予約権</b>	<b>29</b>	<b>—</b>
			純資産合計	349,261	329,000
			負債純資産合計	512,064	503,481

損益計算書

(単位：百万円)  
百万円未満切捨

科 目	当 期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	(ご参考) 前 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売上高	435,150	415,654
売上原価	304,721	289,492
売上総利益	130,428	126,162
販売費及び一般管理費	99,504	102,498
営業利益	30,923	23,664
営業外収益	12,532	8,917
受取利息	293	272
受取配当金	11,656	7,773
受取保険金	447	462
為替差益	10	—
投資事業組合運用益	—	278
その他	124	131
営業外費用	194	196
支払利息	42	49
株式関連費用	56	54
投資事業組合運用損	29	—
為替差損	—	18
その他	65	74
経常利益	43,262	32,385
特別利益	299	2,163
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	298	1,255
関係会社株式売却益	—	897
その他	0	8
特別損失	102	111
固定資産除売却損	82	102
投資有価証券売却損	18	—
その他	1	9
税引前当期純利益	43,459	34,436
法人税、住民税及び事業税	8,395	8,020
法人税等調整額	1,295	348
当期純利益	33,769	26,068

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：百万円)  
百万円未満切捨

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	73,303	85,198	9	85,208	2,853
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	2	2	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	2	2	—
当期末残高	73,303	85,198	12	85,211	2,853

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	81,700	81,529	166,082	△2,096	322,498
当期変動額					
剰余金の配当	—	△11,022	△11,022	—	△11,022
当期純利益	—	33,769	33,769	—	33,769
自己株式の取得	—	—	—	△4	△4
自己株式の処分	—	—	—	3	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	22,747	22,747	△0	22,749
当期末残高	81,700	104,276	188,830	△2,096	345,247

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,479	22	6,502	—	329,000
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△11,022
当期純利益	—	—	—	—	33,769
自己株式の取得	—	—	—	—	△4
自己株式の処分	—	—	—	—	6
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,480	△37	△2,517	29	△2,488
当期変動額合計	△2,480	△37	△2,517	29	20,261
当期末残高	3,999	△14	3,984	29	349,261

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない

株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

修理部品……………月次移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）……………定率法によっております。

ただし、レンタル資産については定額法を採用しております。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

レンタル資産 3年



(2) 無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量又は見込販売収益に基づく減価償却額と見込有効販売期間（3年以内）に基づく均等償却額のいずれか大きい額を償却する方法、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員の賞与にあてるため、支給見込額のうち当期の負担に属する額を計上しております。

(4) 製品保証引当金……………コンシューマ製品等の一年間製品無償保証の契約に基づいて発生する費用にあてるため、無償修理の実績に基づいて計算した額を計上しております。

(5) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理し、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(7) 永年勤続慰労引当金……………永年勤続の従業員に対する内規に基づく慰労金の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社は、キヤノン製品の販売・サービスの提供に加え、ITソリューションや産業機器等の分野において製品の販売及びサービスの提供を行っております。顧客による検収を要しない製品の販売については、通常、製品の引渡時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転することにより、当社は顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、顧客による検収を要する製品の販売については、顧客による検収が完了した時点で、製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転することにより、当社は顧客から取引の対価の支払を受ける権利を得ております。そのため、当該時点において製品に対する支配が顧客に移転することにより、履行義務が充足されると判断し、製品の顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。サービスの提供は、主にビジネス機器のメンテナンス契約であり、日常的または反復的なサービスであります。そのため、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、製品の使用量に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、使用量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、使用量に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。また、取引の対価は、履行義務を充足した時点から概ね短期間で決済されており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。なお、一部の製品の販売及びサービスの提供については、取引の対価を前受金として受領しております。

各報告セグメントにおける固有の状況については、以下のとおりであります。なお、エンタープライズセグメントとエリアセグメントについては、同様の製品の販売及びサービスの提供を行っているため、まとめて記載しております。

##### (コンシューマ)

製品の販売と交換に当社が受け取る取引価格は、所定の目標の達成等を条件としたリベート等の変動対価を含んでおります。リベート等の変動対価は、主に小売店が主要顧客である製品の販売に関連しております。リベート等の変動対価は取引価格から控除しており、リベートの見積りは、過去の実績等に基づく期待値法を用いております。

(エンタープライズ・エリア)

ITソリューションの保守・運用サービス/アウトソーシングについては、顧客との契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであります。そのため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、顧客との契約内容によって一定期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、工数や作業量等に基づき履行義務が充足した部分の対価を顧客から受け取る権利を有している契約については、サービスに係る工数や作業量に応じて顧客が便益を享受すると判断しているため、サービスに係る工数または作業量等に応じて契約に定められた単価を乗じた金額に基づき収益を認識しております。

ソフトウェアの受託開発の提供を行うSIサービスについては、合理的な進捗度の見積りができる場合、開発の進捗により顧客に成果が移転するため、開発の進捗度に応じて開発期間にわたり収益を認識しております。原価の発生が開発の進捗度に比例すると判断しているため、進捗度の見積りには発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を用いて収益を認識しております。また、合理的な進捗度の見積りができない場合、進捗分に係る費用を回収できるものについては、原価回収基準に基づき収益を認識しております。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………為替予約が付されている外貨建金銭債務について、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
  - ヘッジ手段……………為替予約
  - ヘッジ対象……………外貨建金銭債務
- (3) ヘッジ方針……………将来発生することが確実な外貨建金銭債務のある一定範囲の金額に対し、為替変動によるキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨建てによる同一金額で同一期日の振当を行っており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結納税制度の適用……………当社は、連結納税制度を適用しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用……………当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

1. 科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額 (百万円)
繰延税金資産	12,047

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	56,963百万円
2. 保証債務	
従業員の住宅資金銀行借入金の債務保証	3百万円
3. 関係会社に対する債権・債務	
短期金銭債権	191,688百万円
短期金銭債務	70,096百万円
長期金銭債権	30百万円
長期金銭債務	401百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	42,103百万円
仕入高	204,769百万円
その他の営業取引高	6,981百万円
営業取引以外の取引	11,846百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末に保有する自己株式の種類及び総数	普通株式	1,403,572株
------------------------	------	------------

## 計算書類

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	10,918百万円
みなし配当加算金	1,192百万円
固定資産償却超過額	618百万円
将来の変動対価の見積計上	558百万円
棚卸資産廃却評価損	497百万円
投資有価証券評価損	480百万円
賞与引当金	465百万円
ソフトウェア償却超過額	460百万円
未払事業税・事業所税	444百万円
資産除去債務	329百万円
永年勤続慰労引当金	116百万円
製品保証引当金	71百万円
貸倒引当金	49百万円
その他	700百万円
繰延税金資産小計	16,904百万円
評価性引当額	△1,780百万円
繰延税金資産合計	15,123百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,796百万円
固定資産圧縮積立金	1,279百万円
繰延税金負債合計	3,076百万円
繰延税金資産の純額	12,047百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
親会社	キャノン(株)	東京都 大田区	174,761	オフィス、イメ ージングシステ ム、産業機器等 の分野における 開発、生産	(被所有) 直接 58.5 間接 0.0	当社商品の 製造	営業 取引	商品の仕入 (注1)	158,803	買掛金	17,384
							営業外 取引	オフィス機器・ 消耗品等の販売 (注2)	4,754	売掛金 他	1,308
							営業外 取引	資金の貸付 (注3)	—	短期 貸付金	180,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおり  
ます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入については、市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定し  
ております。

(注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、市場価格、当社の原価等を勘案し、価格交渉の  
うえ決定しております。

(注3) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、担保は受け入れておりません。

## 計算書類

### 2. 子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キャノンITソリューションズ(株)	東京都港区	3,617	SIおよびコンサルティング、ITサービス、各種ソフトウェアの開発・販売	(所有) 直接 100.0	ソフトウェア開発の業務委託及びシステム運用委託  役員の兼任 2人	営業外取引	資金の返済 (注3)	2,500	短期借入金	6,400
子会社	キャノンシステムアンドサポート(株)	東京都港区	4,561	キャノン製品を中心としたソリューションのコンサルティング・販売・サポート・保守サービス	(所有) 直接 100.0	当社商品の販売及びサービスの業務委託  役員の兼任 2人	営業取引	オフィス機器サービス料等の支払(注1)	27,742	買掛金	5,013
							営業取引	オフィス機器・消耗品等の販売(注2)	29,954	売掛金	3,084
							営業外取引	資金の返済 (注3)	5,000	短期借入金	28,400

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれず、債権・債務の残高には消費税等を含んでおります。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) オフィス機器サービス料等の支払については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。
- (注2) オフィス機器・消耗品等の販売については、当社の算定した対価に基づき交渉のうえ決定しております。
- (注3) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。

#### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,693円11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 260円41銭   |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。



## 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

キャノンマーケティングジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井出 正 弘  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 波多野 伸 治  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清水 久 美 子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャノンマーケティングジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャノンマーケティングジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年2月8日

キャノンマーケティングジャパン株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井出 正 弘

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 波多野 伸 治

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 清水 久 美 子

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャノンマーケティングジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第55期事業年度のキャノンマーケティングジャパン株式会社  
の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり  
報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締  
役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門そ  
の他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しまし  
た。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて  
説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、  
子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業  
の報告を受けました。
- ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業  
集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関  
する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人  
等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③親会社との取引に関する、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判  
断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から  
その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正  
に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」  
（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等  
変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変  
動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報  
告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した  
事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項  
はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月8日

キャノンマーケティングジャパン株式会社 監査役会

常勤監査役	濱田史朗	Ⓔ
常勤監査役	谷瀬正俊	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	橋本巖	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	松本信利	Ⓔ
監査役（社外監査役）	長谷川茂男	Ⓔ

以上

## コミュニケーション活動のご案内

### ホームページのご案内

当社では、株主・投資家の皆さま向けの「投資家向け情報」ホームページにて、経営方針、財務データ、IR資料、統合報告書、株式情報等を掲載しています。

個人投資家の皆さまに向けたコンテンツもご用意しています。会社説明会等のイベント情報もご案内していますので、ぜひご覧ください。



[canon.jp/8060-ir](https://canon.jp/8060-ir)



### メールマガジン配信

IR情報をはじめプレスリリースやセミナー等の様々な情報をお送りしています。「投資家向け情報」のトップページよりご登録ください。

### 説明会・IRイベント

2022年は、証券会社主催の個人投資家向け会社説明会（オンライン）にて、会社説明を計3回実施いたしました。これからも個人投資家の皆さまと対話する機会をできるだけ多く作りたいと考えております。今後の予定については、随時ホームページに掲載してまいります。

## 株式のご案内

- 事業年度 毎年1月1日から12月31日まで
- 定時株主総会 毎年3月
- 上記基準日 毎年12月31日
- 配当金受領 期末配当金 毎年12月31日  
株主確定日 中間配当金 毎年 6月30日
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- 特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
- 単元株式数 100株
- 公告方法 電子公告  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。  
(公告掲載の当社ウェブサイト)  
[canon.jp/8060-ir](https://canon.jp/8060-ir)
- 上場取引所 東京証券取引所（プライム市場）
- 証券コード 8060

### 株式に関する各種手続きのお問い合わせ先

- 証券会社にて株式を管理されている場合は、お取引先の証券会社へお問い合わせください。  
\*ただし、未払配当金の支払い、支払明細発行については、株主名簿管理人（みずほ信託銀行）【電話（0120）288-324（フリーダイヤル）】へお問い合わせください。
- 証券会社にて株式を管理されていない場合は、以下へお問い合わせください。  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話（0120）288-324（フリーダイヤル）

## 株主総会会場ご案内略図



- **会 場** 東京都港区港南二丁目16番6号  
キャノンマーケティングジャパン株式会社  
本社ビル「キャノン S タワー」3階「キャノンホール S」

お土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- **交通のご案内** JR 品川駅 下車 徒歩約8分  
京浜急行 品川駅 下車 徒歩約10分

- **お 願 い** キャノン S タワー内には駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

キャノンマーケティングジャパン株式会社

本社：〒108-8011 東京都港区港南二丁目16番6号／電話 (03) 6719-9111

UD  
FONT

見やすいユニバーサル  
デザインフォントを採用  
しています。